

川崎市立小学校児童防犯ブザー貸与要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、川崎市立小学校及び川崎市立支援学校小学部の児童の通学時における安全に資するために必要とする防犯ブザーの貸与について必要な事項を定めるものである。

(被貸与者等)

第2条 貸与の対象となる者（以下「被貸与者」という。）、貸与する物品（以下「貸与品」という。）、貸与数量及び貸与期間は次のとおりとする。

- ・被貸与者 川崎市立小学校及び川崎市立支援学校小学部に在籍する児童
- ・貸与品 (社)電池工業会が定める「防犯ブザー性能基準」を満たし、(財)全国防犯協会連合会の推奨を受けた防犯ブザー、ケース及びネックストラップ
- ・貸与数量 被貸与者1名につき1個
- ・貸与期間 川崎市立小学校及び川崎市立支援学校小学部に在籍する期間

2 貸与については、無償で行われるものとする。

(耐用年数等)

第3条 貸与品の耐用年数は、6年間とする。

2 教育次長は、貸与品の消耗の程度により、必要があると認めるときは、耐用年数を超えて貸与することができる。

(携帯義務等)

第4条 被貸与者は、貸与の目的に従い、通学中は貸与品を即座に使用できる形で携帯するものとする。

ただし、特別の事情により、在籍校の学校長の承認を得た場合はこの限りではない。

(貸与品の取り扱い)

第5条 被貸与者は、貸与品を貸与の目的以外に使用し、他人に使用させ、又は処分してはならない。

2 被貸与者は、善良な管理者の注意を持って貸与品を使用し、保管するほか、補修、電池の交換その他必要となる維持管理を自己の負担により行い、使用できる状態を維持するものとする。

(貸与品の返還)

第6条 被貸与者は、転校等により被貸与者でなくなった場合は、遅滞なく、貸与品を学校長に返還し

なければならない。ただし、耐用年数が満了した場合は、この限りではない。

- 2 学校長は、被貸与者から貸与品の返還を受けた場合は、速やかに教育次長に返還しなければならない。

(貸与品の破損または亡失)

第7条 被貸与者は、貸与品を破損し、又は亡失したときは、自己の負担により同等品以上の防犯ブザーを購入し、代替品に充てるものとする。ただし、被貸与者の責めに帰さない事由により破損、又は亡失した場合は、在籍校の学校長の承認を得て、再貸与を受けられるものとする。

(貸与の実施方法)

第8条 教育次長は、貸与を行う前年度の1月時点での直近の新入学児童の推計値を基に各学校への配布数を決定する。

- 2 学校長は、貸与品についての取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を定め、貸与品に関する事務を行わせるとともに、善良なる管理者の責任を持って、配布された貸与品の保管に従事させなければならない。

- 3 学校長は、貸与品に不足が生じた場合は防犯ブザー追加配布申請書（第1号様式）により教育次長に申請するものとし、余剰が生じた場合は速やかに教育次長へ返還するものとする。

(委 任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、教育次長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の適用の際、現に貸与されている貸与品については、この要綱により貸与されたものとみなす。

附則

この改正要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この改正要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(第1号様式)

年 月 日

(あて先) 川崎市教育委員会事務局 教育次長

学校名

校長名

防犯ブザー追加配布申請書

次のとおり、追加配布を申請します。

(申請理由)
(追加配布希望数)
防犯ブザー () 個
ケース () 個

所管課使用欄

(追加配布の適否)	担任	係長	課長
適 否			
(追加配布日)			
年 月 日			